

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律

(平成一四年七月三十一日法律第一 一号)(衆)

一、提案理由(平成一四年七月一七日・経済産業委員会)

林(義)議員 ただいま議題となりました自由民主党、公明党及び保守党の三党共同提案の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法律案が検討されるきっかけとなりましたのは、平成十二年五月に公正取引委員会が排除勧告を行った北海道上川支庁発注の農業土木工事談合事件において、発注者側が受注者に関する意向を示していた等の事実が認められ、公正取引委員会が北海道庁に対して改善要請を行った事件であります。この事件を初め、昨今も発注者側が受注者側と結託して談合を行うことが見られるようになり、国、地方公共団体等の職員が受注者である民間事業者側の入札談合に関与する、いわゆる官製談合に対する社会的批判が高まったところであります。

このため、昨年三月より与党三党においてプロジェクトチームを設置し、官製談合を防止するための施策について検討を進めてまいったところであります。その検討過程において示されたさまざまな意見を踏まえ、また、検討中に明るみに出て社会的批判を浴びた、国会議員秘書のいわゆる口ききなど昨今の公共工事をめぐるさまざまな事件において、例えば予定価格の漏えいなど、発注機関側に談合への関与について疑惑があることも踏まえれば、発注者も襟を正す意味で立法化が必要であるとの結論に達し、与党三党において議員立法として本法律案をまとめ、提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法律案が対象としている発注機関は、国、地方公共団体及びこれらが二分の一以上出資している法人であります。

第二に、本法律案が対象としている入札談合等関与行為は、第二条第五項第一号から第三号までに規定しておりますが、談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏えいの三類型を定めております。

第三に、発注機関が講じる改善措置について申し上げます。

公正取引委員会は、通常の業務として、受注者である民間事業者側の入札談合の調査を行っておりますが、その結果、入札談合等関与行為があると認めるときは、発注機関に対し、その排除のために必要な改善措置を要求することができることとし、当該要求を受けた発注機関は、みずから事実関係を調査し、必要と認める改善措置を講じなければならないこととしております。

第四に、発注機関は、入札談合等関与行為を行った職員に対して、賠償責任の有無等を調査の上、故意、重過失がある場合には、速やかに損害の賠償を求めなければならないこととしております。

第五に、発注機関は、当該職員の行為が懲戒事由に該当するかどうか調査しなければ

ならないこととしております。

第六に、発注機関がこれらの調査を行うに当たり、その適正を確保するため、調査を実施する職員を指定することを義務づけております。また、地方分権の精神や団体自治の尊重等の観点から、第八条において本法運用上の地方公共団体等の自主的な努力への配慮について規定しているところであります。

以上が、本法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告（平成一四年七月一八日）

谷畑孝君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の主な内容について申し上げます。

……………（略）……………

次に、山中貞則君外八名提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案は、入札談合等関与行為を排除及び防止するため、

第一に、入札談合等関与行為の定義として、談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏えいの三つの行為類型を定めること、

第二に、公正取引委員会が各省各庁の長等に対する入札談合等関与行為を排除するために必要な改善措置を要求できること、

第三に、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求及び当該職員に係る懲戒事由の調査を義務づけること

等の措置を定めようとするものであります。

田中慶秋君外五名提出の法律案は、第百五十三回国会に提出され、継続審査となっていたものであり、また、山中貞則君外八名提出の法律案は、今国会において、去る七月四日日本委員会に付託されたものであります。

両法律案は、昨日提出者林義郎君及び武正公一君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、質疑を行った後、まず、民主党提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につきましては、採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと議決いたしました。次に、与党三党提出の入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案につきましては、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年七月一七日）

近年、国や地方公共団体等が行う公共事業の発注や物品等の調達に際し、いわゆる「官製談合」と称される不適正な事件の摘発が相次いでいる。

このような官製談合は、官公需分野における公正かつ自由な競争を官公庁自らが阻害

するのみならず、国や地方公共団体等における予算の適正かつ効率的な執行を歪め、ひいては政治及び行政への国民の信頼をも損ねるものであり、入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止を図ることは喫緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 公正取引委員会は、調査の結果、入札談合等関与行為があると認める場合において、必要に応じて会計検査院にこれを通知するなど相互に十分に連携協力をし、もって入札談合等関与行為の抜本的な排除及び防止に十全を期すること。
- 二 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第二条第五項に規定される三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、そのあり方を含め引き続き必要な検討を行うこと。
- 三 入札及び契約の一層の適正化や外部監査の積極的な活用など、地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進すること。
- 四 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償の請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性、談合に伴う職員の利益の有無等を踏まえ、そのあり方について必要な検討を行うこと。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一四年七月二四日）

保坂三蔵君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、国等の事業の発注機関の職員において入札談合等に関与する行為があった場合、公正取引委員会は、発注機関に対して入札談合等関与行為を排除するための改善措置を要求することができるとともに、発注機関は、関与した職員に対して損害賠償請求をしなければならない等の規定を定めようとするものであります。

委員会におきましては、入札談合等関与行為の範囲、入札談合等防止への取組等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して四項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一四年七月二三日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 排除及び防止すべき入札談合等関与行為については、本法の運用状況を十分に注視しつつ、本法第二条第五項に規定されている三行為類型以外にも、入札談合等に対する職員の対応について、その在り方も含め、引き続き必要な検討を行うこと。
- 二 公正取引委員会は、入札談合等関与行為があると認めるときは、必要に応じてその旨を会計検査院に通知するなど、相互に十分な連携協力を図り、入札談合等関与行為

の抜本的な排除及び防止に万全を期すこと。

三 公共事業等の発注事務等に携わる国及び地方公共団体等の職員に対する損害賠償請求については、国民の税金を運用・執行するという職責の重大性等を踏まえ、その在り方について必要な検討を行うこと。

四 地方公共団体等における適正な入札及び契約事務の遂行に支障が生じないよう、本法制定の趣旨及び措置の内容について周知徹底を図ること。また、地方公共団体等の入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けて、外部監査の積極的な活用等、自主的な取組の促進が図られるよう適切に対応すること。
右決議する。